

事 務 連 絡

令和 7 年 6 月 20 日

各都道府県消防防災主管課 御中

内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）付

宗教法人との災害時支援協定や避難所としての宗教施設等の活用の検討のお願い

平素より、防災行政の推進に御尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

内閣府では、災害が発生した場合における避難所の良好な生活環境の確保に向け、「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」（平成 25 年 8 月（令和 6 年 12 月改定）内閣府（防災担当））等を定め、適切な避難所運営を行っていただくようお願いしているところです。

災害が発生した場合においては必要な避難所を確保することになりますが、大規模災害を想定すると、現行の指定避難所等だけでは想定避難者数に対応できない場合も生じます。上記取組指針においても、「平時から想定避難者数に対応するために、指定避難所や協定・届出避難所を増やすこと、ホテル・旅館等への避難の準備を進めること等を進めておき、スフィア基準に沿って、1 人当たり最低 3.5 m<sup>2</sup>の居住スペースとなるようにすること。」とされています。

そのため、貴都道府県においては、災害時の避難所の確保に向け、下記 1 について対応いただくとともに、下記 1、2 について管内市町村に対して依頼いただくようお願いいたします。

なお、災害救助法が適用された場合は、災害救助事務取扱要領に則り、避難所の設置等に要する経費（建物の使用謝金等）は、災害救助法の支弁の対象になりえることを申し添えます（別添参照）。

## 記

1. 都道府県・各市町村においては、災害時に宗教法人と連携して被災者を支援することが考えられ、必要に応じて、事前に災害時支援協定を締結することを検討すること。
2. 各市町村においては、想定避難者数に対応するように避難所を確保いただく中で、必要に応じて、事前に宗教法人に相談し、当該宗教施設等を活用することを検討すること。

**【問い合わせ先】**

内閣府政策統括官（防災担当）付 参事官（避難生活担当）付  
末崎、藤川、宮本（TEL：03-3501-5191）

**【参考】**

令和4年4月15日 衆議院 文部科学委員会 答弁（抜粋）

○城井委員

特定宗派にとらわれず、災害時における行政と宗教施設の連携強化を求める声が大きくなっています。今後の地震や風水害を想定し、避難所機能を備えた民間施設としての宗教施設で防災・減災に限定した取組支援を行えるよう、行政で一定の協力を後押しすべきではないか。

実際のところ、憲法二十条や八十九条にある政教分離を踏まえますと、宗教施設への直接的な公的資金の投入は難しいと考えます。一方、社会貢献を行う民間施設、これがたまたま宗教施設だった場合、この民間施設が提供する一時避難所等の支援物資提供やあるいは医師等の派遣などでありましたら、国や自治体が防災対策の一環として取り組むことは可能だし、やるべきだと考えます。

○末松文部科学大臣

お尋ねの宗教団体への支援につきましては、憲法第二十条は、国が宗教団体に対して特権を付与することを禁止しておりまして、一般に、国が宗教団体に対して、宗教団体であることを理由として財政支援を行うことはできないものと承知はいたしております。日本国憲法第二十条一項ですね。一方、一定の条件を満たす団体一般への利益の付与であって、その中に宗教団体が含まれる場合には、同条の禁止する宗教団体への特権の付与に当たらないと解されると理解をいたしております。

このため、宗教団体につきましては、防災施策の一環として指定避難所となっているなど、一定の条件を満たす施設への支援を行う中に宗教施設が含まれる形であれば、国が支援を行うことは可能であると考えております。

○小寺内閣府大臣政務官

災害救助法が適用された自治体に対しては、避難所における食糧、飲料等の費用について国庫負担の対象としております。

令和 7 年 6 月 20 日

文化庁宗務課 御中

内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）付

宗教法人との災害時支援協定や避難所としての宗教施設等の活用の検討について（依頼）

平素より、防災行政の推進に御尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

内閣府では、災害が発生した場合における避難所の良好な生活環境の確保に向け、「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」（平成 25 年 8 月（令和 6 年 12 月改定）内閣府（防災担当））において、指定避難所等について平時から事前に必要数を確保しておくことを各自治体に求めているところです。

この度、指定避難所の量的な確保を図る観点から、災害時には宗教法人と連携して被災者を支援することや、避難所の確保において宗教施設等の活用を検討し、必要に応じて宗教法人に相談することについて事務連絡（別添）を各都道府県消防防災主管課あてに発出したところです。

ついては、貴課におかれましては、避難所の確保において宗教施設等を活用することについて、今後、宗教法人に対して各自治体から相談が行われる可能性がある旨の周知とともに、都道府県宗教法人事務担当課あてにもその旨周知方よろしくお願い申し上げます。

**【問い合わせ先】**

内閣府政策統括官（防災担当）付 参事官（避難生活担当）付  
末崎、藤川、宮本（TEL：03-3501-5191）

参考2

事 務 連 絡  
令和7年6月20日

各都道府県  
宗法人事務主管課 御中

文化庁宗務課

宗法人との災害時支援協定や避難所としての宗教施設等の  
活用の検討について

このたび、標題の件について、内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）付から、当課宛てに別紙のとおり依頼がありましたので、お知らせいたします。

(本件担当)  
文化庁宗務課法規係  
電話：03-5253-4111（内線 2854）  
E-mail：syuumu@mext.go.jp

事 務 連 絡

令和 7 年 6 月 20 日

文化庁宗務課 御中

内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）付

宗教法人との災害時支援協定や避難所としての宗教施設等の活用の検討について（依頼）

平素より、防災行政の推進に御尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

内閣府では、災害が発生した場合における避難所の良好な生活環境の確保に向け、「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」（平成 25 年 8 月（令和 6 年 12 月改定）内閣府（防災担当））において、指定避難所等について平時から事前に必要数を確保しておくことを各自治体に求めているところです。

この度、指定避難所の量的な確保を図る観点から、災害時には宗教法人と連携して被災者を支援することや、避難所の確保において宗教施設等の活用を検討し、必要に応じて宗教法人に相談することについて事務連絡（別添）を各都道府県消防防災主管課あてに発出したところです。

ついては、貴課におかれましては、避難所の確保において宗教施設等を活用することについて、今後、宗教法人に対して各自治体から相談が行われる可能性がある旨の周知とともに、都道府県宗教法人事務担当課あてにもその旨周知方よろしくお願い申し上げます。

**【問い合わせ先】**

内閣府政策統括官（防災担当）付 参事官（避難生活担当）付  
末崎、藤川、宮本（TEL：03-3501-5191）

令和7年6月20日

各都道府県消防防災主管課 御中

内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）付

宗教法人との災害時支援協定や避難所としての宗教施設等の活用の検討のお願い

平素より、防災行政の推進に御尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

内閣府では、災害が発生した場合における避難所の良好な生活環境の確保に向け、「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」（平成25年8月（令和6年12月改定）内閣府（防災担当））等を定め、適切な避難所運営を行っていただくようお願いしているところです。

災害が発生した場合においては必要な避難所を確保することになりますが、大規模災害を想定すると、現行の指定避難所等だけでは想定避難者数に対応できない場合も生じます。上記取組指針においても、「平時から想定避難者数に対応するために、指定避難所や協定・届出避難所を増やすこと、ホテル・旅館等への避難の準備を進めること等を進めておき、スファイア基準に沿って、1人当たり最低3.5㎡の居住スペースとなるようにすること。」とされています。

そのため、貴都道府県においては、災害時の避難所の確保に向け、下記1について対応いただくとともに、下記1、2について管内市町村に対して依頼いただくようお願いいたします。

なお、災害救助法が適用された場合は、災害救助事務取扱要領に則り、避難所の設置等に要する経費（建物の使用謝金等）は、災害救助法の支弁の対象になりえることを申し添えます（別添参照）。

## 記

1. 都道府県・各市町村においては、災害時に宗教法人と連携して被災者を支援することが考えられ、必要に応じて、事前に災害時支援協定を締結することを検討すること。
2. 各市町村においては、想定避難者数に対応するように避難所を確保いただく中で、必要に応じて、事前に宗教法人に相談し、当該宗教施設等を活用することを検討すること。

**【問い合わせ先】**

内閣府政策統括官（防災担当）付 参事官（避難生活担当）付  
末崎、藤川、宮本（TEL：03-3501-5191）

**【参考】**

令和4年4月15日 衆議院 文部科学委員会 答弁（抜粋）

○城井委員

特定宗派にとらわれず、災害時における行政と宗教施設の連携強化を求める声が大きくなっています。今後の地震や風水害を想定し、避難所機能を備えた民間施設としての宗教施設で防災・減災に限定した取組支援を行えるよう、行政で一定の協力を後押しすべきではないか。

実際のところ、憲法二十条や八十九条にある政教分離を踏まえますと、宗教施設への直接的な公的資金の投入は難しいと考えます。一方、社会貢献を行う民間施設、これがたまたま宗教施設だった場合、この民間施設が提供する一時避難所等の支援物資提供やあるいは医師等の派遣などでありましたら、国や自治体が防災対策の一環として取り組むことは可能だし、やるべきだと考えます。

○末松文部科学大臣

お尋ねの宗教団体への支援につきましては、憲法第二十条は、国が宗教団体に対して特権を付与することを禁止しておりまして、一般に、国が宗教団体に対して、宗教団体であることを理由として財政支援を行うことはできないものと承知はいたしております。日本国憲法第二十条一項ですね。一方、一定の条件を満たす団体一般への利益の付与であって、その中に宗教団体が含まれる場合には、同条の禁止する宗教団体への特権の付与に当たらないと解されると理解をいたしております。

このため、宗教団体につきましては、防災施策の一環として指定避難所となっているなど、一定の条件を満たす施設への支援を行う中に宗教施設が含まれる形であれば、国が支援を行うことは可能であると考えております。

○小寺内閣府大臣政務官

災害救助法が適用された自治体に対しては、避難所における食糧、飲料等の費用について国庫負担の対象としております。